



おたり



梅池自然園の早朝

撮影：林 明輝

👉 主な内容

広 報

- 避難情報の発令基準が変更について…………… 2
- P C R自主検査費用助成について…………… 5
- 叙勲式がありました…………… 7
- 農業委員会の改選について…………… 8

館 報

- おたり山菜の会の取り組み…………… 10
- 小中学校に着任された先生にインタビュー…………… 11
- 縁あって“おたり”～ing…………… 12
- おたりの魔女の暮らし帖①…………… 13



広報おたりでは今月より表紙写真を公募します。皆さまからのたくさんのご応募をお待ちしております。詳しくは役場企画財政係までお問い合わせください。

災害時の避難情報が変更となります

災害対策法が改正されました



小谷村の災害時に発令される避難情報等は国のガイドラインを基準に策定されております。この度、令和3年5月20日に『災害

対策基本法等の一部を改正する法律』が施行となり、避難情報の発令基準が変更となりました。詳しい変更点は図をご覧ください。

警戒レベル3 高齢者等避難

発令される状況 … 災害の恐れあり

居住者等がとるべき行動 … 危険な場所から高齢者等は避難

避難（立退き避難又は屋内安全確保）を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある方等、及びその人の避難を支援する方。高齢者等以外の方も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなります。

警戒レベル4 避難指示

発令される状況 … 災害のおそれ高い

居住者等がとるべき行動 … 危険な場所から全員避難

改正法施行以前は「避難勧告」と「避難指示」という基準がありましたが、「避難指示」という基準に一本化されました。これまでの避難勧告のタイミングで「警戒レベル4 避難指示」が発令されます。基本的に、この「警戒レベル4 避難指示」で全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）となります。

警戒レベル5 緊急安全確保

発令される状況 … 災害発生又は切迫

（既に災害が発生しており必ず発令される情報ではない）

居住者等がとるべき行動 … 命の危険 直ちに安全確保！

避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保となります。

※屋内安全確保とは…

自宅・施設等の上階や安全な部屋等に移動する。この行動が「屋内安全確保」となりますが、あくまで居住者等が自ら確認・判断でとり得る行動です。

※緊急安全確保とは…

急激に災害が発生し、避難を安全にできない状況に至ってしまった場合に可能な限り安全を確保するため、その時点でいる場所よりも少しでも安全である場所へ直ちに移動することが「緊急安全確保」となります。

梅雨の季節となり、災害等発生しやすい季節となります。今一度自分の住んでいる場所がどのようなところで、危険箇所はどこなのか、備蓄はあるかなど、ハザードマップやご自身、地区等で確認を行ってみてはいかがでしょうか。

まずは「自らの命は自らで守る」という意識を共有し、緊急時にも強い小谷村になりましょう。

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5 小谷村が発令 災害発生 又は切迫		きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4 小谷村が発令 災害の おそれ高い		ひなんしじ 避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3 小谷村が発令 災害の おそれあり		こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2 気象庁が発令		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1 気象庁が発令		早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。



第5分団 大網地区に 新しい積載車が配備されました



令和2年12月竣工 大網消防小屋

小谷村では、消防車両の更新計画に基づき、令和2年度に大網地区配備の消防積載車1台を更新しました。令和3年3月22日に配備した車両により、さらなる消防・防災力の強化を進めてまいります。

【車名】 トヨタダイナ

【定員】 ダブルキャブ6人乗り

【総排気量】 ディーゼル 2・98L

雨中1号トンネル貫通します

雨中・月岡バイパス工事 雨中1号トンネル（役場南側）全長339mの貫通式が6月12日（土）に予定されています。

1号トンネル貫通により、雨中・月岡バイパス区間、2本のトンネルが貫通となり、竣工にむけて工事が進められております。

翌日13日（日）午前10時30分から貫通見学会を予定しています。見学会を希望される方は、6月9日（水）までに戸田・鷺澤建設共同企業体 雨中1号トンネル事務所（☎82-3920）へお申し込み下さい。

新型コロナ感染対策として、見学者の数を先着50名様にさせていただきます。また、感染状況により中止させていただく場合もあります。



PCR等自主検査費用助成について

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染予防等にご協力いただきありがとうございます。小谷村では感染対策の一環として、PCR等の自主検査を受けて支払った費用の一部を、予算の範囲内において助成することと致しました。概要は次の表のとおりです。

助成の概要

区 分	内 容 等
助成対象者	○検査日において小谷村に住民票を有する者 ○検査時において発熱等の症状がなく、かつ、保健所その他関係機関から新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者と認定されていないこと。
助成対象 検査内容	○新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査
助成対象 検査期間	○令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した自主検査
助成対象回数	○1人1回まで（大学生、短大生、専門学校生は2回まで）
助成率・上限額	○助成率 1/2 ○補助上限額 15,000円（千円未満の端数切捨）
助成の対象と ならない場合	○検査を受けた者が行政検査、又は保険診療による検査の対象者の場合には助成の対象となりません。

その他留意事項

- ・助成金の交付を受けようとする場合は、検査費用の領収証、又は検査内容や検査費用が明らかとなる書類を添えて、村に申請してください。申請書兼請求書の様式は、小谷村住民福祉課にごさいますのでお問い合わせください。
- ・検査の日から30日以内に請求してください。尚、4月1日以降に検査を受けている場合も対象となりますのでお問い合わせください。
- ・検査をしても、その後に感染しないというわけではありません。引き続き感染予防に努めていただきますよう宜しくお願い致します。



お問い合わせ先 住民福祉課 健康推進係（電話82-2582）

児童手当現況届の提出について

現況届は6月1日現在の児童の状況を確認させていただくために毎年提出いただくものです。対象の受給者の方にはすでに通知しております。6月中の提出をお願いいたします。6月中のご提出が無い場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

手当支給月額

（児童1人あたり）
1か月

区 分	0～3歳未満	3歳～小学校修了	中学生	所得制限世帯
第1・2子	15,000円	10,000円	10,000円	(年齢問わず一人) 5,000円
第3子以降		15,000円		

※「第3子以降」とは、子どもの人数ではなく、高校卒業までの養育している児童のうち3子目以降をいいます。

■児童手当支払予定

令和3年2～5月分：6月9日予定
令和3年6～9月分：10月上旬
令和3年10～4年1月分：2月上旬

児童手当の支払いについて

■支払予定日 6月9日（水）

■内 訳 児童手当2～5月分

個々に支払通知書は発送しません。指定口座の通帳を記帳して入金確認をお願いします。通帳には「小谷村児童手当」と印字され、合計金額での振り込みとなります。

お問い合わせ先 住民福祉課 住民係（電話82-2581）

小谷村国民健康保険からのお知らせ

令和3年度国民健康保険税の税率を改定します

国民健康保険税は、『医療分』、『後期高齢者医療支援金分』、『介護2号分』の3つから構成され、それぞれにおいて所得割・資産割・均等割・平等割という4方式を用いて保険税額を算出しています。その中で今回、国民健康保険加入者の固定資産に係る資産割率について改定します。

この税率改定は新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の負担軽減と、税の公平性を図るために資産割を廃止とするものです。被保険者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、令和3年度の保険税額については6月上旬にお届けします納税通知書をご覧ください。

また、平成30年度より県も村と共同して国保保険者となったことにより、今後県下統一税率へ向けた取り組みを進めていきます。詳細は今後お知らせしていきます。

	令和2年度まで	令和3年度から	備 考
医療分 資産割 (被保険者の固定資産に係るもの)	14.00%	廃 止	左記以外は変更なし
後期高齢者医療支援金分 資産割 (被保険者の固定資産に係るもの)	10.00%	廃 止	左記以外は変更なし
介護2号分 資産割 (被保険者の固定資産に係るもの)	7.70%	廃 止	左記以外は変更なし

引き続き特定健診の受診、病気の予防・早期発見で医療費の削減にご協力いただきますようお願いいたします。

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置について

『倒産・解雇などによる離職』（特定受給資格者）や『雇止めなどによる離職』（特定理由離職者）をされた方を対象に国民健康保険税が軽減されます。

軽減の対象者

次のいずれかに該当される方で求職者給付（基本手当等）を受けている方が軽減の対象となります。

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 【例：倒産・解雇などによる離職】
- (2) 雇用保険の特定理由離職者 【例：雇止めなどによる離職】

ハローワークが交付した「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」コード11・12・21・22・31・32・23・33・34に該当される方。

※雇用保険がない方、雇用保険の手続きをされていない方は対象外です。

- (3) 離職時点で65歳未満の方

※「高齢受給資格者証」「特例受給資格者証」の方は対象となりません。

軽減内容

失業者本人の前年の給与所得を30/100として国民健康保険税を算定します。

※軽減の対象となるのは前年の「給与」所得のみであり、営業・不動産・農業所得等は対象となりません。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

※この軽減制度は国民健康保険特有のもので、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

春の叙勲

消防関係叙勲伝達式

瑞宝単光章

郷津 健さん

令和3年春の叙勲で、元小谷村消防団長の郷津健さん（下里瀬）が長年にわたる消防団活動の功労により、瑞宝単光章を受章しました。

郷津さんは昭和54年4月に消防団に入団し、平成20年3月までの間、消防団活動に従事され、平成7年7月の梅雨前線豪雨災害では班長として分団長を補佐し、二次災害・災害拡大の防止に努めながら、住民の救出、避難等活動にご尽力されました。その間平成17年3月には消防庁長官より永年勤続功労賞も受章されました。

また、平成18年に消防団長就任後は生業も省みず村民の身体、生命と財産を守るため、昼夜を問



郷津 健さん

わず陣頭指揮し、更には高性能CD・1型消防自動車導入を実現する等、当村における消防車両の最新化に多大な貢献をされました。
この度の受章、おめでとうございます。

高齢者叙勲伝達式

高齢者叙勲（旭日単光章）

小林 純男さん

令和3年5月14日、小谷村長より、高齢者叙勲（旭日単光章）を受章された元小谷村議会議員の小林純男さんへの伝達式を村長室で執り行いました。これは小林さんが平成2年5月に小谷村議会議員に初当選以来、3期12年間にわたり村勢の発展と地方自治の振興に尽力されたことにより、受章に至ったものです。
今後のご多幸とご健勝をお祈り申し上げます。



受章者の代理の小林寿喜さん

地域包括支援センターから

快運筋活クラブ

第1期

の募集について

毎度おなじみの快運筋活クラブです。北小谷のSウェルネスクラブ小谷を会場に健康運動指導士のアドバイスを受けながら筋力トレーニングや体操をする集いです。みんなと会話しながら楽しく運動できる、と好評の企画です。

7月5日（月）からスタートする令和3年度快運筋活クラブ（第1期 全15回）の参加者を募集中です。より多くの方に参加していただくため、今回も新規の参加者を優先して募集しますが、「もう1度参加したい！」というリピーター希望の方もいらっしゃるのので、「前回の参加から3年経過した方」は参加可能となりました。平成27年～29年に快運筋活クラブに参加した方はお申込みできます。自分が該当するか分からない方は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

*希望者多数の場合は、新規の方を優先したうえで抽選といたします。ご了承ください。

募集期間 5月31日（月）～6月25日（金）

対象 65歳以上で「基本チェックリスト」に該当した方

日程 7月5日（月）～

毎週月曜日（祝日含む）

午後2時～3時30分

お問い合わせ

地域包括支援センター（☎82・3135）
までお電話ください



農業委員と農地利用最適化推進委員が決まりました

令和3年5月任期満了により農業委員が改選され、12名の農業委員が決まりました。任期は3年間です。



農地最適化推進委員
松澤 敬子



農地最適化推進委員
藤原 真弓



会長職務代理
中村 幸男



会長
清水 秀雄

令和3年5月20日に行われた農業委員会総会において、農業委員会長に下里瀬の清水秀雄さんが、会長職務代理に島・塩坂の中村幸男さんが互選されました。

敬子さんが農業委員会から委嘱されました。農業委員会は、農地法等各種法律に基づき農地の適正管理や権利移動等について毎月定例会を開催して審議を行います。

また、平成28年の法改正により、農地の現状の把握を現場で確認する農地最適化推進委員の設置が求められ、伊折の藤原真弓さんと来馬の松澤

農地や農業に関するお問合せは農業委員会事務局（観光地域振興課農林係）までご連絡ください。

氏 名	主な担当地区名
会長 清水 秀雄	下里瀬、虫尾、北雨中、南雨中
会長職務代理 中村 幸男	三ヶ村、下寺、島塩坂、湯原
深澤 勉	滝の平、坪の沢、梨平、川上、柵池
栗田 優	五区、千国、柵池北【親の原、沓掛】
宮嶋 信	土倉、蕨平、峯・立屋、若栗
郷津 勝	黒川、伊折、月岡、池の平、平間、日道
山田 公勝	池原下、池原、石坂、来馬
鷲澤 啓二	土谷全域
永井 信明	中谷全域
小池 利治	深原、李平、大網、姫川温泉、戸土
石田 憲明	村内全域
田原 富美子	村内全域



北アルプス広域消防本部では、患者等搬送（いわゆる「民間救急」事業者）に、介護タクシーあずさ（代表 須澤豊夫）を認定しました。患者等搬送事業では、障がいやケガにより車椅子や寝台を必要とする方、移動に介助を要する方を、医療機関や社会福祉施設など、ご希望の場所まで搬送します。



介護タクシーあずさ

（池田町大字池田2149-4）

電話番号（留守電・FAX）

070-8333-4492

0261-62-1155



お問い合わせや予約は、直接、事業者へお願いします。

患者等搬送事業者を認定しました

北アルプス広域消防本部からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

お子さんの予防接種及び乳幼児健診 (集団)受診にあたってのお願い

村内において、5月中旬頃より新型コロナウイルス感染者が確認されましたが、感染対策を行った上で、引き続き集団の予防接種及び乳幼児健診を実施します。つきましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

受診時のお願い

受診されるお子さんやご家族で、以下に該当する場合は来庁をお控えいただき、次回に受診してください。

- ① 2週間以内に37.5度以上の発熱、咳などの風邪症状がある場合
- ② 過去2週間以内に新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者との接触歴がある場合
- ③ 過去2週間以内に感染拡大している地域や国へ訪問している場合

感染予防の取り組み

● 必ず受診前に、ご家庭で体

れる方は一人をお願いします。

● 計測や診察時など、お子さんを寝かせた時に敷くバスタオルをお持ち下さい。

新型コロナウイルス感染症が気になる保護者の方へ

予防接種や乳幼児健診はお子様の健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう対象期間を定めております。お子様の健康が気になるときだからこそ、予防接種と乳幼児健診は、遅らせずに予定通りうけましょう。

■お問い合わせ

住民福祉課健康推進係
(担当:保健師)
☎ 82・25582

再就職や転職を目指す皆さまへ

ハロートレーニング(職業訓練)のご案内

働く意思と能力があり、ハローワークに求職申込されている方なら無料で受講が可能です。(一部実費負担あり)

訓練期間中は、雇用保険または求職者支援制度に基づく給付金が受給できる場合もあります。

■主な訓練コース

ビジネスパソコン、IT関

令和3年度

小谷村農業委員会 定例会のお知らせ

次回の開会予定

6月21日(月)
午前9時から

■お問い合わせ

小谷村農業委員会事務局
(観光地域振興課農林係)
☎ 82・25588

今月の納税

6月

税目	期別	納期限
住民税	1期	6月30日(水)
国民健康保険税	1期	6月30日(水)

※口座振替を指定されている方は6月25日に振替えますので、口座の残高をご確認ください。25日の定期振替ができなかった方は、7月12日に再振替をさせていただきます。